

瀬戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第 2 号

瀬戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市学校運営協議会規則（令和 5 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本的な方針の承認等) 第 1 1 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針について、協議会の承認を得なければならない。 (1)及び(2) <省略> <u>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> (4) <u>前 3 号</u> に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項 2 <省略>	(基本的な方針の承認等) 第 1 1 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針について、協議会の承認を得なければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>前 2 号</u> に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項 2 <省略>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。